

# 承 諾 書

平成 年 月 日

一般社団法人 東京都トラック協会 御中

住 所

企 業 名

代 表 者



私は、今般、第34回地方近代化基金融資の推薦申込を行うにあたり、推薦融資を借り受けた場合に貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要項第6条に定める利子補給の制約条項のいずれか一に該当すると認められた場合は、利子補給を打ち切られ、且つ既往の利子補給分の金額についても貴協会から請求があり次第異議申し立て等一切行わず直ちに貴協会にお支払いすることを承諾いたします。

## 近代化基金運営要綱抜粋

(利子補給)

### 第 6 条

◎ この制度による融資を受けた者が、銀行取引の停止・倒産・営業権の譲渡・協会員資格の喪失及び正常な会員の義務を果たさない等、正常な取引を維持することが困難であると第11条で定める基金運営委員会において判定された場合は、直ちに利子補給を打ち切るものとする。

◎ この制度による融資を受けた者が、前項の基金運営のための委員会の承認を受けずに申請に係る事業計画と異なるものにその資金を転用した場合は、直ちに利子補給を打ち切るとともに既往の利子補給分について返還を求めるものとする。